

公示番号：180073

国名：エリトリア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：水産分野情報収集・確認調査（水産関連情報/水産開発計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水産関連情報/水産開発計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年5月下旬から2018年8月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.55M/M、現地 1.10M/M、合計 1.65M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	33日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年5月22日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計 100 点)

類似業務	水産関連情報・水産開発計画に係る各種調査
対象国／類似地域	エリトリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病（エリトリアからエジプト入国時に証明書が要求されることがあります）

6. 業務の背景

エリトリア国は、スーダン国境からジブチ国境までの約 1,900 キロメートルの海岸線で紅海と面している。121,000 平方キロメートルの排他的経済水域に、56,000 平方キロメートルの大陸棚を有しており、岩礁性の底質や砂地に生息する底魚類、小型から大型の浮魚類、甲殻類など多様な水産物が漁獲されている。

当国において、水産業は、鉱物資源、油田、農業などとともに、豊富な天然資源を背景とした開発ポテンシャルの高い産業の一つと考えられている。しかしながら、1993年にエチオピアから独立するまでの約30年にも及ぶエチオピアとの独立戦争により、水産業においては、水産関連施設の荒廃、漁民の失踪により、未だ復興は進んでいない状況である。現在、漁具・漁法、加工・流通、行政や漁民に対する人材育成など様々な点で問題を抱えたままとなっている。当国政府としては、食料安全保障への貢献、沿岸漁村の生計向上及び外貨獲得の観点から、早急に水産セクターの開発を進めたいと考えている。

2014年9月に実施された我が国の対エリトリア経済協力政策協議において、水産分野が新たな協力分野の有力な候補となりえるものとして、我が国と当国政府との間で合意された。これを受け、2015年7月及び2016年10月にJICAは当国の水産分野の現状を調査し、水産セクターにおける開発計画策定に対する協力のニーズがあることを確認し、2017年7月、10～11月、水産セクターにおける開発計画の内の協力分野（サブセクター）を特定するため、海洋資源省とCOMSAT（海洋科学技術大学）において漁業管理や水産教育に関する水産分野情報収集・確認調査を実施している。

本調査では、上記水産分野情報収集・確認調査の一環として当国水産セクター開発の方向性を整理し協力分野を特定するための水産関連情報・水産開発計画に関する調査を実施することとする。なお、これまでの調査結果から現在想定されている協力分野は、沿岸漁業管理/零細漁民生計向上と、水産教育訓練能力強化が挙げられているが、状況変化もありうる為に本調査ではあらためてセクター課題と先方政府の優先事項を再確認して協力分野を特定する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、2017年7月から実施している水産分野情報収集・確認調査における調査団員として、技術協力プロジェクトや他のJICA支援スキームの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、水産関連情報/水産開発計画にかかる以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 第一次国内準備期間 (2018年5月下旬～6月中旬)
- ① エリトリアの水産状況を把握 (関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、水産開発の課題を分析し現地調査で収集すべき情報を検討して、調査項目案 (調査先機関を含む)、インセプション・レポート及び報告書目次案とエリトリア側機関に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
 - ② 対処方針会議に参加する。
 - ③ 対処方針会議の結果等をふまえて、調査項目、インセプション・レポート及び報告書目次案と質問票を改定する。
- (2) 第一次現地業務期間 (2018年6月中旬～7月上旬)
- ① 現地業務開始時に海洋資源省にインセプション・レポートの内容を説明のうえ、実施上の留意点を確認する。
 - ② 質問票を活用しつつアスマラとマッサワにてエリトリア内の関係機関との協議及び現地調査を行う。具体的には以下のとおり。
 - ア) 水産開発の現状を分析する。
 - (a) 水産関連組織 (行政・教育・調査研究・民間等) の所掌業務や政策/計画とそれらの実施状況を確認し課題を分析する。
 - (b) バリューチェーンの各段階 (漁獲・水揚げ・流通・加工・輸出等) における現状を確認し課題を分析する。
 - (c) 他ドナーによる水産開発支援状況を確認する。
 - (d) 上記の結果を総合的に分析して、水産開発の課題を特定し、想定される複数の協力分野案を検討する。
 - イ) これまでの調査から協力分野として想定されている沿岸漁業管理/零細漁民生計向上と水産教育訓練能力強化についての調査項目は以下のとおり。また、上記分野 (沿岸漁業管理/零細漁民生計向上・水産教育訓練能力強化) に加えて、ア) (d) で検討されたその他の協力分野についても必要な調査を実施する。

沿岸漁業管理/零細漁民生計向上

 - (a) 政府の当該分野のビジョン・政策/計画・法制・組織を確認し課題を分析する。
 - (b) 零細漁業の組織・操業・漁獲物販売等の状況を確認し課題を分析する。

水産教育訓練能力強化

 - (a) COMSAT (海洋科学技術大学) 等の水産教育訓練機関の計画・法制・組織・カリキュラム・実習施設・教材・講師能力・施設維持管理体制を確認し課題を分析する。
 - (b) COMSAT (海洋科学技術大学) 等の水産教育訓練受講生の進路・能力等を確認し、水産教育訓練の課題を分析する。
 - ウ) 水産セクター開発の方向性・エリトリア側の考えを整理する。
 - (a) 上記調査結果をもとに、水産セクター開発の方向性を分析し、エリトリア側に確認を行う。
 - (b) 水産セクター開発の方向性の内、上記ア) (d) やイ) において検討された協力分野案の位置づけを分析し、エリトリア側に確認を行う。
- (3) 第二次国内準備期間 (2018年7月上旬～中旬)

- ①現地業務の結果を、帰国後7日以内に現地調査結果概要としてまとめ、帰国報告会に出席して担当内容にかかる報告を行う。
- ②帰国報告会や国内打合せ等の結果をふまえ、エリトリアで確認した水産セクター開発の方向性に沿った協力分野案における協力展開の課題とシナリオ等について検討する。
- ③対処方針会議に参加する。

(4) 第二次現地業務期間 (2018年7月中旬～8月上旬)

- ①水産セクター開発の方向性に沿った協力分野案における協力展開の課題とシナリオ等についての海洋資源省・COMSAT (海洋科学技術大学) 等のエリトリア内の関係機関と調査団の協議を支援する。
- ②協議結果をふまえて、必要な追加調査を実施する。
- ③協議結果と追加調査結果をふまえた水産セクター開発の方向性に沿った協力分野案における協力展開の課題とシナリオ等についての先方政府と調査団の確認作業を支援する。

(5) 帰国後整理期間 (2018年8月上旬～中旬)

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、調査結果を報告する。
- ②最終調査報告書 (案) (和文・英文) を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 最終調査報告書 (案) (和文・英文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒アブダビ/ドバイ⇒カイロ⇒アスマラ⇒カイロ⇒アブダビ/ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 現地業務費

現地業務期間中のレンタカーは JICA ケニア事務所が手配し支払も行う。当該経費は契約にふくみませんので、見積書への記載は不要です。ただ、本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないエリトリア国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

・ 通信・運搬費：21 千円

(3) 一般管理費等の上限加算

エリトリアに関する業務は、治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準 (上限) を 10% 加算します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は第一次 2018 年 6 月 18 日～7 月 8 日、第二次 2018 年 7 月 21 日～8 月 1 日を予定しています。

JICA の調査団員は第二次現地業務において本業務従事者と同時に現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。しかし、第一次現地業務期間においても、JICA の調査団員が現地調査を実施することも想定されます。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 水産関連情報/水産開発計画 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL : 03-5226-8422) にて貸与します。

・ 2017 年 11 月 14 日エリトリア調査報告書

・ 2017 年 7 月 10 日エリトリア調査団報告書

・ 2016 年 10 月 15 日エリトリア国水産セクター支援に関する情報収集調査報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上